

京都市動物愛護行動計画

改定案に関する市民意見募集



本市では、平成21年4月に「京都市動物愛護行動計画」を策定し、「人と動物が共生できるおいしいのある豊かな社会」の実現を目標として、市民や動物愛護に関わる団体、事業者等の皆様と共に、動物愛護に係る取組を進めてまいりました。

その後、国における動物愛護管理法の大幅な改正(平成25年9月)や京都動物愛護センターの開設(平成27年5月)など、本市の動物愛護行政を取り巻く状況も大きく変化してきました。

そこで、この度、本市の動物愛護行政をより一層推進するため「京都市動物愛護行動計画」を見直すこととしました。

計画の見直しに当たり、本計画の改定案に対する市民、動物愛護に関わる団体、事業者などの皆様からの御意見を募集します。

募集期間 平成27年12月10日(木)～平成28年1月15日(金)【必着】

応募方法 郵送、FAX、電子メール又はホームページの意見募集フォーム(本リーフレットの裏面に御意見応募用紙がありますが、様式は自由です。)

意見の送付及び問合せ先



TEL 075-222-4271 FAX 075-222-3416

電子メール eisei@city.kyoto.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-3-0-0.html>



〒604-8571(住所記載不要)

京都市保健福祉局 保健衛生推進室 医務衛生課 動物愛護担当



京都市
CITY OF KYOTO

京都市動物愛護行動計画(改定案)の概要

◆京都市動物愛護行動計画とは

動物愛護に係る取組の充実と計画的な推進のため、市民、団体、事業者、獣医師会、ボランティアスタッフなど本市の動物愛護行政に関わる様々な主体に共通する行動指針となるものです。



◆計画期間

平成21年度から平成30年度の10年間

※ 今回の見直しは、本市の動物愛護行政にとって大きな節目である京都動物愛護センターの開設(平成27年5月)を踏まえ、今後の計画期間中における取組の目標や新たな方向性などを盛り込むために行うものです。

◆施策目標

施策推進の方向性を明確に示す、3つの施策目標については、これまでどおりとします。

- ① 殺処分数の大幅な減少
- ② 事業者の社会的責任の徹底
- ③ 人と動物のより良い関係づくり

◆これまでの取組状況



施策目標① 殺処分数の大幅な減少

- ・ 犬の殺処分数: 10分の1以下に減少(平成19年度: 208頭⇒平成26年度: 19頭)
- ・ 猫の殺処分数: 約2分の1に減少(平成19年度: 2, 196頭⇒平成26年度: 1, 127頭)
- ・ 犬の譲渡数 : 約1. 7倍に増加(平成19年度: 46頭⇒平成26年度: 79頭)
- ・ 猫の譲渡数 : 約2. 3倍に増加(平成21年度: 41頭⇒平成26年度: 93頭)
※猫の譲渡事業は平成21年度から実施
- ・ 「京都市まちなこ活動支援事業」の実施
: 手術頭数 763頭, 登録地域数 114地域(平成22年度～平成26年度累計)

施策目標② 事業者の社会的責任の徹底

- ・ 動物取扱業者への定期的な監視(監視件数: 694件[平成23年度～平成26年度累計])
- ・ 動物取扱責任者講習会の実施(参加者数: 1, 497名[平成23年度～平成26年度累計])

施策目標③ 人と動物のより良い関係づくり

- ・ 京都動物愛護憲章の制定(平成26年12月)
- ・ 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例(以下、「共生マナー条例」という。)の制定
(平成27年3月)
- ・ 京都動物愛護センターの開設(平成27年5月)
- ・ 小中学校への動物愛護出前講座「きょうとアニラブクラス」の実施
: 実施校 30校, 参加数約 2, 800名(平成24年度～平成26年度累計)

施策目標の達成に向けた取組内容

計画に掲げる具体的な取組については、京都動物愛護センターの開設をはじめ、本市の動物愛護行政の成果や情勢の変化を踏まえ、新たな取組を加えるなど、見直しを図ることとします。

施策目標① 殺処分数の大幅な減少

1 適正飼養の徹底

犬猫などペットを最期まで責任を持って飼う終生飼養の徹底を図るとともに、犬の登録及び狂犬病予防注射や咬傷事故の防止、ふん尿の始末、また、所有者等のいない猫の適正な管理など、飼い主をはじめ動物に関わる人が責任を持って、動物を適切に取り扱うよう取組を進めます。

(新たに掲げる取組)

- 児童・生徒向け副読本による啓発の充実
 - 京都動物愛護憲章の普及
 - 共生マナー条例に基づく地域ぐるみの取組の実施
 - 所有者等のいない猫の適正な管理の推進
- ：まちなこ活動支援事業の拡充、野良猫への給餌に係る届出掲示制度の実施

■の事業は、本計画において「重点事業」として位置付け、本市として積極的に推進していきます。



2 保護・収容動物の返還・譲渡の推進

京都動物愛護センターを拠点として、保護・収容された動物の一層の譲渡を推進します。また、飼い主明示の徹底など、保護動物の返還を促す取組を進めます。

(新たに掲げる取組)

- 京都方式(※1)による犬の譲渡の推進
- 子猫の一時預かりボランティア制度(※2)の実施
- 犬及び猫に対するマイクロチップ装着助成制度の実施
- 鑑札及び注射済票のデザインのリニューアル
- 京都夜間動物救急センター(※3)との連携



※1 外部の専門家の監修の下に、「無駄吠え」や「かみ癖」などの犬の問題行動を修正し、譲渡につなげるもの

※2 これまで殺処分されていた、生まれて間もない子猫を自宅で一時的に預かり、一般への譲渡が可能となる2箇月齢まで飼育していただく制度

※3 平成27年5月に公益社団法人京都市獣医師会により動物愛護センター内に開設

施策目標② 事業者の社会的責任の徹底

1 動物取扱業者への指導と連携

動物愛護管理法の改正を踏まえ、定期的な監視指導や講習会の実施などにより、法令の遵守や動物の適正な取扱いを徹底します。また、市民と動物の橋渡し役である動物取扱業者等と連携し、飼養者責任や動物の飼い方等に係る正しい知識の普及に努めます。

(新たに掲げる取組)

- 動物販売時における適正な動物の取扱いや説明責任の徹底に向けた認定制度等の創設

2 実験動物・産業動物の適正な取扱い

実験動物を取扱う研究施設等に対しては実験動物の適切な飼養や苦痛の軽減について、また、畜産事業者等に対しては産業動物の適切な管理について、それぞれ啓発に努めます。

施策目標③ 人と動物のより良い関係づくり

1 京都動物愛護センターを拠点とした啓発の充実

平成27年5月に京都府と共同で開設した京都動物愛護センターを中心に、動物愛護団体やボランティアスタッフとの協働により、動物愛護に係る普及啓発を積極的に推進していきます。

(新たに掲げる取組)

- 飼い方教室、しつけ方教室など、適正飼養や終生飼養の普及啓発に係る取組の継続的、定期的な開催
- 保育園・幼稚園における動物愛護出前講座「きょうとアニラブクラス」の実施拡大
- 親子で参加できる動物愛護イベントの開催
- 動物愛護センターボランティア等との共汗による動物愛護・管理事業の実施

2 災害時対策

災害発生時において、飼い主がペットと一緒に速やかに避難できるよう、避難所におけるペットの受入体制の整備や飼い主の平常時の備えの啓発に取り組みます。

(新たに掲げる取組)

- 飼い主とペットと一緒に避難できる避難所の受入れ体制の強化
- 動物愛護センターにおけるペット用品等の計画的な備蓄

3 教育機関との連携による動物愛護教育の実施

動物愛護出前講座「きょうとアニラブクラス」をはじめ、動物とのふれあいなどを通じて、子どもたちに、いのちの大切さや動物との正しい接し方などを伝える事業を推進します。

(新たに掲げる取組)

- 児童・生徒向け副読本による啓発の充実(再掲)
- 保育園・幼稚園における動物愛護出前講座「きょうとアニラブクラス」の実施拡大(再掲)

4 動物由来感染症対策

市民の皆様の健康を守るため、身近な動物から感染する病気(動物由来感染症)について、積極的に情報発信を行います。

5 人材育成と調査研究の推進

国等が開催する各種研修会に積極的に参加するなど、動物愛護に携わる担当職員などの人材育成について積極的に取り組みます。



新たな数値目標の設定

1 殺処分数・引取数に係る目標値の見直し

これまでの取組の成果を踏まえ、犬猫の殺処分数や引取数の一層の減少に向け、新たな目標値を掲げます。

2 保護・収容動物の譲渡・返還に係る指標の設定【新規】

京都動物愛護センターに収容した動物の譲渡及び返還を積極的に推進していくため、新たな指標として「犬猫の譲渡・返還率」を設定しました。

3 人と動物のより良い関係づくりに係る指標の設置【新規】

京都動物愛護憲章や共生マナー条例の制定を踏まえ、人と動物のより良い関係づくりを表す指標として、新たに「犬猫に係る苦情件数」を設定しました。

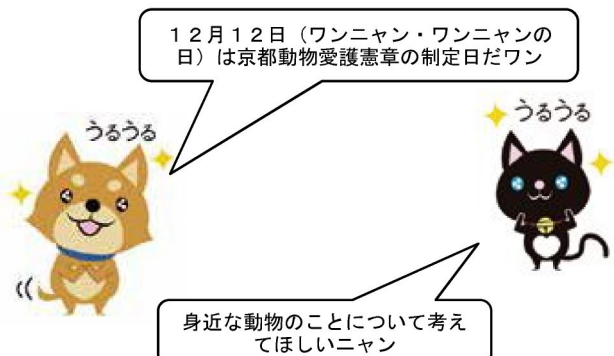
指標	基準年度 (平成19年度)	当初計画目標値 (平成30年度)	達成状況 平成26年度実績	新たな目標値 (平成30年度)
殺処分数	2,404頭	960頭	1,146頭	600頭
犬の引取数	320頭	90頭	38頭	35頭
猫の引取数	2,599頭	880頭	1,211頭	650頭
犬の譲渡・返還率	32%	—	97%	97%
猫の譲渡・返還率	0%	—	7.7%	10%
犬猫に係る苦情件数	2,137件 (犬: 899件 猫: 1,238件)	—	1,486件 (犬: 721件 猫: 765件)	1,000件

京都動物愛護憲章について

本市では、京都府と共同で平成26年12月12日に、「京都動物愛護憲章」を制定しました。この憲章は、「人と動物が共生できるうおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示すとともに、様々な人々がそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するためのよりどころとなるもので、日本初の地方自治体が制定する動物愛護に関する憲章です。

わたくしたちは、

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のことを学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最期まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。



This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled sheet of paper.

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行：京都市保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課
平成27年12月 京都市印刷物第275132号